

	条例の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	号)又は社会保険各法の規定による医療に関する給付の支給に関する情報 _____であって規則で定めるもの		条例の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	号)又は社会保険各法の規定による医療に関する給付の支給に関する情報 (以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの	2 市長	入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報 _____であって規則で定めるもの
3の項・4の項 略			3の項・4の項 略		
5 市長	入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に係る利用特定個人情報であって規則で定めるもの	6 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報 _____であって規則で定めるもの